

【1997年】	
5月	最寄の病院でK子さんの子宮筋腫が見つかり、子宮全摘出手術を受ける。
11月	金沢大学医学部附属病院で初診を受けて、卵巣がんが判明。
12月	卵巣がん手術
【1998年】	
1月	抗がん剤投与開始。1週間後から発熱。
2月	カンジタ血症発症。
4月	打出医師と知り合う。
6月	転院
11月	K子さんがT弁護士へ「病院を提訴したい。」という内容の相談の手紙を出す。
12月	K子さん死亡
【1999年】	
6月	遺族が国を相手取り、金沢地方裁判所へ提訴。
【2003年】	
2月	原告ら勝訴。金沢地裁が被告の国に対し、165万円の賠償を命じる。 〈金沢地裁第二部平成11年（ワ）第307号 損害賠償請求〉
3月	被告、控訴
【2005年】	
4月	高裁でも原告ら勝訴。「患者に無断の薬の臨床試験は『非』」と確定する。 〈名古屋高裁金沢支部 平成15年（ネ）第87号 損害賠償請求控訴事件〉 しかし、高裁判決の「この臨床試験の抗癌剤の「高用量」部分は医師の裁量権の一部だから、患者への説明は不要」とする部分が、患者の自己決定権を侵害するとして上告中。

[△上に戻る](#)

2：厚生労働大臣らに宛てた打出医師の上申書

2005年9月27日

内閣総理大臣	小泉純一郎殿
厚生労働大臣	尾辻 秀久殿
治験のあり方に関する検討会	委員 各位殿
未承認薬使用問題検討会議	委員 各位殿
先進医療専門家会議	委員 各位殿
ヒト幹細胞を用いた臨床研究の 在り方に関する専門委員会	委員 各位殿
ヒト胚研究に関する専門委員会	委員 各位殿
厚生労働省医薬食品局長	福井 和夫殿
厚生労働省保険局長	水田 邦雄殿
厚生労働省医政局長	松谷有希雄殿